

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)

(共同参画社会推進課)

一

○農業振興地域の指定

(農業振興課)

二

○昭和四十五年宮城県告示第二百三十四号(農業振興地域の指定)の一部

改正

(同)

二

○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部

改正

(同)

二

○昭和四十七年宮城県告示第二百六十号(農業振興地域の指定)の一部改

正

(同)

二

○昭和四十八年宮城県告示第百六号(農業振興地域の指定)の一部改正

改正

(同)

二

○昭和四十八年宮城県告示第九百五十四号(農業振興地域の指定)の一部

改正

(同)

二

○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の

指定

(農村整備課)

二

○保安林の指定

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

三

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部

を改正する告示

(会計課)

三

収用委員会

○縮矢間バス事件公示送達

四

○地下鉄東西線事件裁決手続開始決定(四件)

四

告 示

○宮城県告示第九百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 仙台敬老奉仕会

一 代表者の氏名 吉永 馨

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区中央一丁目三十三番一号

三 定款に記載された目的

この法人は、ボランティアグループを組織し、主として特別養護老人ホームなどにおいて、入所者の求めに応じた適切な活動をボランティアすることを標榜し、主にそれらの入所者の精神安定に寄与すること及びボランティア活動の基本となる学術研究とその啓発普及に関する事業を行うことを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年九月十四日

○宮城県告示第九百五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 中田暮らしネットワーク

一 代表者の氏名 櫻井 忠男

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区中田四丁目十三番二十三号

三 定款に記載された目的

この法人は、地域住民、商工業等事業者、各種地域団体及びグループが連携することによって、安全で安心な暮らしの環境づくり、消費生活の利便性向上と地域産業経済の振興、交流と学びの場の形成などに取り組み、心豊かなコミュニケーションのある地域づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十一年九月二十八日

○宮城県告示第九百六号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、栗原市に係る農業振興地域を別冊のように指定する。
 なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十一年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百七号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十五年宮城県告示第二百三十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月十三日から施行する。
 平成二十一年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗駒町及び金成町に係る農業振興地域を削る。
 ○宮城県告示第九百八号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月十三日から施行する。
 平成二十一年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

築館町、若柳町及び一迫町に係る農業振興地域を削る。
 ○宮城県告示第九百九号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第二百六十号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月十三日から施行する。
 平成二十一年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鷺沢町及び志波姫町に係る農業振興地域を削る。
 ○宮城県告示第九百十号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第百六号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月十三日から施行する。

平成二十一年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

瀬峰町に係る農業振興地域を削る。
 ○宮城県告示第九百十一号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第九百五十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月十三日から施行する。
 平成二十一年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

高清水町及び花山村に係る農業振興地域を削る。
 ○宮城県告示第九百十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業達限西部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。
 平成二十一年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地の表示

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²
巨理町	達限榎袋	石橋	二五七・二	田	田	一〇九のうち五〇
同	同	同	二五七・四	同	同	一〇九のうち五〇
同	同	同	二六一・一	同	同	一一二のうち五〇
同	同	同	三〇五	同	同	四四四のうち五〇
同	同	同	三五五	同	同	二七六のうち五〇
同	達限鷺屋	石堂	一五	同	同	二〇一八のうち五〇
同	同	同	四九	同	同	五七〇のうち五〇
同	同	同	五四	同	同	一〇〇〇のうち五〇

平成二十一年十月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。
 別表第三第一号の表杜の都信用金庫の項中、「仙台市青葉区一番町四丁目六番一号」を「仙台市青葉区国分町三丁目一番二号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年十月十三日から施行する。

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第五号

館矢間ハイパス事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十一年十月十三日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 送達すべき書類 平成二十一年十月五日付け 権利取得裁決書及び明渡裁決書
- 二 送達を受けるべき者

宮城県伊具郡丸森町字神明南六二番の土地の次の持分に係る所有者
 持分一九分の一

登記名義人の住所及び氏名は

齊藤庄次郎 宮城県伊具郡丸森町四六八番地
 持分一九分の一

登記名義人の住所及び氏名は

本間多作 宮城県伊具郡丸森町字町東三番地
 ○宮城県収用委員会告示第六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十一年十月十三日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 起業者の名称 仙台市

- 二 事業の種類 仙台市高速鉄道東西線建設工事（地下鉄東西線・宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目地内、若林区連坊二丁目地内、若林区連坊小路地内、若林区六丁目の目町地内、若林区六丁目字左近堀地内、若林区荒井字東地内、同字杵形地内、同字揚場地内、同字矢取東地内、同字南原地内）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路・排水路の付け替え工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県仙台市若林区荒井字東地内

地番	地目		地積		収用しようとする面積	使用しようとする面積
	登記簿	現況	登記簿	実測		
一三番一	田	田	一七〇平方メートル	一七〇・七平方メートル	一七〇・七平方メートル	なし

土地の所在 宮城県仙台市若林区荒井字揚場地内

地番	地目		地積		収用しようとする面積	使用しようとする面積
	登記簿	現況	登記簿	実測		
九二番	田	田	一八五平方メートル	二六九・八二平方メートル	二六九・八二平方メートル	なし

土地の所在 宮城県仙台市若林区荒井字杵形地内

地番	地目		地積		収用しようとする面積	使用しようとする面積
	登記簿	現況	登記簿	実測		
八番一	田	田	三、四七平方メートル	三、九二八平方メートル	六六・五三平方メートル	なし
一〇番	田	田	三、三六平方メートル	四、八七八平方メートル	四、八三九平方メートル	なし
二二番	田	道路	五、四五平方メートル	一、〇六二平方メートル	一、〇〇〇平方メートル	なし
			二、二六平方メートル	六、一八六平方メートル	四、〇〇〇平方メートル	
一三番	田	田	三、八六平方メートル	五、〇三・四七平方メートル	五、〇三・四七平方メートル	なし
一四番	田	田	七、四〇平方メートル	九、一九・六五平方メートル	九、一九・六五平方メートル	なし

八五番一	八二番一	七五番一	七三番	七二番	七一番	七〇番	六九番	六八番	六七番	六六番	六五番	一六番
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
道路 田	田	道路 田	道路 田	田	田	田	田	田	道路 田	道路 田	田	田
三、〇八三平方メートル	一、一三二平方メートル	九、二二三平方メートル	一、六〇一平方メートル	一、一〇七平方メートル	一、一七二平方メートル	一、一四三平方メートル	八、九平方メートル	一、八五九平方メートル	三、六〇七平方メートル	三、〇七七平方メートル	三、五〇二平方メートル	七、〇〇二平方メートル
三、九四三平方メートル	一、六八三平方メートル	一、七六一平方メートル	八、八三・五二平方メートル	一、四九三平方メートル	一、四一一平方メートル	一、六一一平方メートル	一、六七・七〇平方メートル	一、二四九平方メートル	四、九〇・五〇平方メートル	三、九三二平方メートル	三、五四・一二平方メートル	八、九・六一平方メートル
なし	七、四五・一二平方メートル	六、五七平方メートル	二、〇九・七二平方メートル	四、四六・〇六平方メートル	一、四一一平方メートル	一、六一一平方メートル	一、六七・七〇平方メートル	三、九四・九二平方メートル	四、五四・五六平方メートル	三、三三・一九平方メートル	三、五四・一二平方メートル	八、九・六一平方メートル
六、四・〇七平方メートル	二、四八・九九平方メートル	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

四 土地所有者の氏名及び住所

- 持分三分の一 堀江格士 宮城県仙台市若林区荒井字矢取五五番地の二
 - 持分三分の一 堀江しま子 宮城県仙台市若林区荒井字矢取五五番地の二
 - 持分三分の一 堀江浩 東京都足立区新田一丁目八番二三・八二〇号
- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁判手続の開始を決定した年月日 平成二十一年十月五日

〇宮城県収用委員会告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁
決手続の開始を決定した。

平成二十一年十月十三日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 起業者の名称 仙台市
- 二 事業の種類 仙台市高速鉄道東西線建設工事（地下鉄東西線・宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目
地内、若林区連坊二丁目地内、若林区連坊小路地内、若林区六丁目の目町地内、若林区六丁目字左
近堀地内、若林区荒井字東地内、同字沓形地内、同字揚場地内、同字矢取東地内、同字南原地内）
及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路・排水路の付け替え工事
- 三 裁判手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県仙台市若林区荒井字沓形地内

地番	地目		地積		使用する面積	使用する面積
	登記簿	現況	登記簿	実測		
九番	田	田	五七二平方メートル	八八八・八八平方メートル	三三八・一九平方メートル	なし

四 土地所有者の氏名及び住所

- 堀江孝 宮城県仙台市泉区将監十丁目三番五・二号
- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁判手続の開始を決定した年月日 平成二十一年十月五日

〇宮城県収用委員会告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁

決手続の開始を決定した。

平成二十一年十月十三日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 起業者の名称 仙台市
- 二 事業の種類 仙台市高速鉄道東西線建設工事（地下鉄東西線・宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目地内、若林区連坊二丁目地内、若林区連坊小路地内、若林区六丁の目南町地内、若林区六丁目字左近堀地内、若林区荒井字東地内、同字杵形地内、同字揚場地内、同字矢取東地内、同字南原田地内）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路・排水路の付け替え工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県仙台市若林区荒井字杵形地内

地番	地目		地積		収用しようとする面積	使用しようとする面積
	登記簿	現況	登記簿	実測		
一八二番一	公衆用 道路	道路	三六〇平方メートル	三六〇・五七平方メートル	三六〇・五七平方メートル	なし

- 四 土地所有者の氏名及び住所
持分一〇分の三 堀江格士 宮城県仙台市若林区荒井字矢取五五番地の二
持分一〇分の三 堀江しま子 宮城県仙台市若林区荒井字矢取五五番地の二
持分一〇分の三 堀江浩 東京都足立区新田一丁目八番三三・八二〇号
 - 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
 - 六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十一年十月五日
- 宮城県収用委員会告示第九号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。
- 平成二十一年十月十三日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 起業者の名称 仙台市
- 二 事業の種類 仙台市高速鉄道東西線建設工事（地下鉄東西線・宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目地内、若林区連坊二丁目地内、若林区連坊小路地内、若林区六丁の目南町地内、若林区六丁目字左近堀地内、若林区荒井字東地内、同字杵形地内、同字揚場地内、同字矢取東地内、同字南原田地内）

及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路・排水路の付け替え工事
三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県仙台市若林区荒井字杵形地内

地番	地目		地積		収用しようとする面積	使用しようとする面積
	登記簿	現況	登記簿	実測		
二八二番一	公衆用 道路	道路	一三三平方メートル	一三三・一六平方メートル	なし	一三三・一六平方メートル

- 四 土地所有者の氏名及び住所
持分一〇分の三 堀江格士 宮城県仙台市若林区荒井字矢取五五番地の二
持分一〇分の三 堀江しま子 宮城県仙台市若林区荒井字矢取五五番地の二
持分一〇分の三 堀江浩 東京都足立区新田一丁目八番三三・八二〇号
持分一〇分の一 大波義一 宮城県仙台市宮城野区福田町二丁目一番五号
- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十一年十月五日